

表3-1 有害性のレベルの区分（化学物質等）

有害性のレベル	GHS有害性分類及びGHS区分	化学物質等の例
A	<ul style="list-style-type: none"> ・変異原性 区分1、2 ・発がん性 区分1 ・呼吸器感作性 	クローム添加剤 潤滑基油 粉じん（シリカ）
B	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分1、2 ・発がん性 区分2 ・全身毒性－反復ばく露 区分1 ・生殖毒性 区分1、2 	メタノール キシレン
C	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分3 ・全身毒性－単回ばく露 区分1 ・皮膚腐食性 サブクラス1A、1B又は1C ・眼刺激性 区分1 ・呼吸器刺激性 ・皮膚感作性 ・全身毒性－反復ばく露 区分2 	アンチモン
D	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分4 ・全身毒性－単回ばく露 区分2 	
E	<ul style="list-style-type: none"> ・急性毒性 区分5 ・皮膚刺激性 区分2、3 ・眼刺激性 区分2 ・その他のグループに分類されない粉体と液体 	アセチレン

表3-2 有害性のレベルの区分（粉じん）

有害性のレベル	粉 じ ん の 種 類	
a		遊離珪酸含有10%以上の粉じん、石綿を含む粉じん
b	(第1種粉じん)	滑石、ろう石、アルミニウム、アルミナ、珪藻土、硫化鉍、硫化焼鉍、ベントナイト、カオリナイト、活生炭、黒鉛
c	(第2種粉じん)	遊離珪酸10%未満の鉍物性粉じん、酸化鉄、カーボンブラック、石炭、酸化亜鉛、二酸化チタン、ポルトランドセメント、大理石、線香材料粉じん、穀粉、綿じん、木粉、革粉、コルク粉、ベークライト
d	(第3種粉じん)	石灰石、その他の無機および有機粉じん